

甲農振第1097号
令和6年2月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲賀市長 岩永 裕貴

市町村名 (市町村コード)	甲賀市水口地区 ()	
地域名 (同種要件集落名)	人・農地プラン 八田、春日、酒人、下山、伴中山、山、泉、北脇、宇田、中畑・松尾、名阪、今郷、和野、宇川、柚中、牛飼、北内貴、岩坂、新海、三大寺、巖峨、高山 同種要件 (植)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦部は大規模経営を行う法人が複数存在し、若手経営者が効率的な農業経営を展開している。また、集落営農を行うところも多く存在し、大区画圃場整備に取り組み効率的な経営を行う法人も存在する。ただ、集落営農組織では労働力不足に悩むところが多く、運営が特定の役員に集中するところが増えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模農家と集落営農が農地をすみ分ける段階から一歩踏み出して、今後はお互いに連携して地域農業の在り方を議論する段階にきている。特に労働力や機械施設の補完関係づくりが必要では。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,266.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,266.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。水田の利用については、農地の特性(立地、形状、面積、水利条件等)をみて活用方法を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	
八田	農事組合法人と認定農業者で集落の農地を守る。用水管理のために集落でマニュアルを作成。
春日	農事組合法人と認定農業者で集落の農地を守る。法人は専従者を置く。また、伴谷三集落連携。
酒人	集落営農法人と認定農業者で農地をすみわけし、効率的な営農に取り組む。
下山	農事組合法人が中心になり農地を守る。畦畔を除去し効率的な営農を目指す。
伴中山	複数の認定農業者が耕作者が中心に耕作されてる。将来に向けて集落で検討を始めた。
山	複数の認定農業者が谷毎に場所を決め耕作している。将来は特定の者に集中に向け協議。
泉	特定の認定農業者で耕作を実施。
北脇	複数の認定農業者で耕作を実施。農地の集積に向けて話し合いを進める。
宇田	複数の認定農業者で耕作を実施。農地の集積に向けて話し合いを進める。
中畑・松尾	他地区からの大規模農家の入り作あり。
名坂	特定の農業者に集積が進んでいるが、市街化周辺農地の在り方を地権者も含め協議。
今郷	農事組合法人と認定農業者で農地を守る。棚田の取り組みも行い産官学連携に取り組む。
和野	農事組合法人と他所の認定農業者が連携して集落の農地を守る。大区画圃場整備を進める。
宇川	特定の認定農業者が中心になり集落の農地を守る。
杉中	集落営農法人と認定農業者で農地をすみわけし農地を守る。法人は新規就農者と連携始める。
牛飼	集落営農法人に農地を集積し一農場化を目指す。
北内貴	集落営農法人と認定農業者が連携し、大区画圃場で効率的な営農を目指す。
岩坂	集落外の認定農業者に委託する。
新海	集落外の認定農業者に委託する。
三大寺	集落営農法人に農地を集積し一農場化を目指す。
峨巖	集落外の複数の認定農業者に委託する。草刈り応援隊を結成してバックアップする。
高山	特定の認定農業者が中心になり集落の農地を守る。
同種要件	多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想
(2)農地中間管理機構の活用方針	
効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	
担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化・本用下等のための基盤整備事業を進める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
【新規就農者支援】 認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、新規就農者に対して農業経営が定着するまで関係機関が連携して支援していく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針	
JAを中心に、検討を開始している。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策を施さなければならない場所を特定し、実施する。
- ②環境こだわり農産物の生産に取り組む。
- ③スマート農業機械導入より省力化に取り組む。